令和９年度税制改正に関する要望

令和８年11月

全国町村議会議長会

令和９年度税制改正に関する要望

令 和 ８ 年 １ １ 月
全国町村議会議長会

１　地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

２　東京への税財源の一極集中を是正すること。

３　地方税は、地域偏在性の小さい税目構成とすること。

４　偏在是正措置の議論に当たっては、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組を確実に講じるよう努めること。

５　個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や、「地域社会の会費」的な応益課税としての性格を有することを踏まえ、新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないようにするとともに、制度の見直しに当たっては町村の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

６　固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。
　また、令和９年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

７　地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
　特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

８　所得税基礎控除等の見直しを検討するに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

9　消費税・地方消費税は、地方財政にとって重要な役割を担っていることから、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、各年度において必要となる地方交付税総額を確保するとともに、地方消費税の減収額を地方特例交付金により全額補塡すること。

併せて、税率引下げの影響を受ける農林漁業者や食品事業者、外食事業者等に対し、国の責任において、現場の実情を踏まえた実効性のある支援を確実に実施すること。

また、「所得に応じたきめ細かな給付」（就業者負担軽減支援金）については、国と地方の役割分担を固定化することなく、国の一元的な制度執行を見据えながら、不断に見直しを行うこと。

10　自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方の意見を十分聴取しつつ、地方税収の安定的な確保を前提に検討すること。環境性能割の廃止及び揮発油税等の当分の間税率の廃止に伴う減収に対しては、代替となる恒久財源を確実かつ早急に確保すること。

11　国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。

12　入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

13　ゴルフ場利用税は、税収の７割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。

14　市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源であることを踏まえ、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。

15　電気・ガス供給業等に係る法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

16　地方税の手続きのデジタル化や基幹税務システムの標準化に当たっては、町村の意見を十分に踏まえて進めるとともに、地方独自に行う取組を含めて、人的・技術的・財政的支援を講じること。

17　森林環境譲与税については、配分の在り方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。

18　国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

19　農林漁業用Ａ重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。

20　過疎地域、離島地域及び半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

21　町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。